5.209
　移動衛星業務による137―138MHz、148―150.05MHz、399.9―400.05MHz、400.15―401MHz、454―456MHz及び459―460MHzの周波数帯の使用は、非静止衛星系に限る。
5.210
　付加分配：イタリア、チェコ及び英国では、138―143.6MHz及び143.65―144MHzの周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務（宇宙から地球）にも分配する。
5.211
　付加分配：ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、デンマーク、アラブ首長国連邦、スペイン、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、カタール、スロバキア、英国、セルビア、スロベニア、ソマリア、スウェーデン、スイス、タンザニア、チュニジア及びトルコでは、138―144MHzの周波数帯は、一次的基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。
5.212
　代替分配：アンゴラ、ボツワナ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、イラク、ヨルダン、レソト、リベリア、リビア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、オマーン、ウガンダ、シリア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スワジランド、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、138―144MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。
5.213
　付加分配：中華人民共和国では、138―144MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。
5.214
　付加分配：エリトリア、エチオピア、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、セルビア、ソマリア、スーダン、南スーダン及びタンザニアでは、138―144MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。
5.215（未使用）
5.216
　付加分配：中華人民共和国では、144―146MHzの周波数帯は、二次的基礎で航空移動（ＯＲ）業務にも分配する。
5.217
　付加分配：アフガニスタン、バングラデシュ、キューバ、ガイアナ及びインドでは、146―148MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。
5.218
　付加分配：148―149.9MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務（地球から宇宙）にも分配する。個々の発射の周波数の幅は、±25kHzを超えてはならない。
5.219
　移動衛星業務による148―149.9MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従った調整を条件とする。移動衛星業務は、148―149.9MHzの周波数帯の固定、移動及び宇宙運用業務の発達と使用を妨げてはならない。
5.220
　移動衛星業務による149.9―150.05MHz及び399.9―400.05MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従った調整を条件とする。移動衛星業務は、149.9―150.05MHz及び399.9―400.05MHzの周波数帯の無線航行衛星業務の発達と使用を妨げてはならない。
5.221
　148―149.9MHzの周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。
　アルバニア、アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルガリア、カメルーン、中華人民共和国、キプロス、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、スペイン、エストニア、エチオピア、ロシア、フィンランド、フランス、ガボン、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レソト、ラトビア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、マリ、マルタ、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ノルウェー、ニュージーランド、オマーン、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、ルーマニア、英国、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロベニア、スーダン、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジランド、タンザニア、チャド、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ベトナム、イエメン、ザンビア及びジンバブエ
5.222
　無線航行衛星業務による149.9―150.05MHz及び399.9―400.05MHzの周波数帯は、宇宙研究業務の受信地球局も使用することができる。
5.223
　固定業務及び移動業務による149.9―150.05MHzの周波数帯の使用は、無線航行衛星業務に有害な混信を生じさせるおそれがあるため、主管庁は、無線通信規則第4.4号を適用するような使用を認めないよう要請される。
5.224（未使用）
5.224A
　移動衛星業務（地球から宇宙）による149.9―150.05MHz及び399.9―400.05MHzの周波数帯の使用は、2015年１月１日までは陸上移動衛星業務（地球から宇宙）に限る。
5.224B
　無線航行衛星業務に対する149.9―150.05MHz及び399.9―400.05MHzの周波数帯の分配は、2015年１月１日まで効力を有する。
5.225
　付加分配：オーストラリア及びインドでは、150.05―153MHzの周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。
5.225A
　付加分配：アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、フランス、イラン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びベトナムでは、154―156MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。無線標定業務による154―156MHzの周波数帯の使用は、地上から運用を行う宇宙物体探査システムに限る。154―156MHzの周波数帯における無線標定業務の局の運用は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従わなければならない。第一地域における影響を受ける可能性のある主管庁の特定に